

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記動力源について、軽油引取税の課税を免除する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7</p> <p>地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>		
減収見込額	（初年度） － （▲ 390 ） （平年度） － （▲ 390 ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1） 政策目的</p> <p>廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の維持管理を促進、確保する。</p> <p>（2） 施策の必要性</p> <p>廃棄物最終処分場は、地中に廃棄物が埋め立てられているという特性上、厳格な維持管理が継続的に必要とされており、搬入や維持管理に多額の経費が必要となる。しかしながら、廃棄物処理業者は中小零細事業者が多く資本力が脆弱であることから、最終処分場場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要である機械等の使用に係る費用の確保が困難となるおそれがあり、こうした場合、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、汚水流出、飛散、悪臭発散等の、地域の生活環境への支障や公衆衛生の悪化等の事態が生じるおそれがある。また、維持管理等の作業が適正にされないことにより生活環境への支障等が生じた場合、直接的には維持管理基準違反による最終処分場の許可取消による処理能力の減少、間接的には廃棄物処理施設への信頼が大きく損なわれ、最終処分場設置がより困難になることにより廃棄物最終処分場を必要量確保していくことも難しくなり、ひいては、廃棄物の適正な処理自体に著しい支障を及ぼすおそれがある。ついては、廃棄物最終処分場に起因する生活環境保全上の支障の発生を 방지、必要な廃棄物最終処分場を確保することにより、廃棄物の適正な処理を確保するためには、費用負担を軽減することにより、適切な埋立処分及びそれに付随する作業を実施し易くし、適切な廃棄物の搬入や、最終処分場の維持管理等を促進する必要があるため、引き続き、課税免除措置を講ずることが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	5—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
	政策の達成目標	廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の維持管理を促進、確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成24年4月1日～平成26年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	一般廃棄物最終処分場の残余年数を平成26年度に10年とする。 産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成26年度に10年とする。
政策目標の達成状況	<p>廃棄物の排出量は毎年ほぼ横ばいであり、また、東日本大震災により被災地において大量の災害廃棄物が発生したことに伴い、今後、膨大な量の廃棄物が最終処分場に埋め立てられる一方で、廃棄物処理施設に係る用地の確保難、廃棄物処理業者の資本力の不足等から、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の設置が困難となっている。不法投棄等の不適正処理も後を絶たない状況の中で、廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を早急に行う必要がある。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	約230事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>最終処分場については、埋め立てられた廃棄物による環境汚染等が発生しないよう、適切な廃棄物の搬入、維持管理等が必要不可欠であるところ、本税制によって、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について免税されることにより、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要である機械等が利用し易くなるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の維持管理等が行われ、ひいては生活環境の保全、公衆衛生の向上に資する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国 税：最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	融 資：日本政策金融公庫による融資制度 （環境・エネルギー対策資金）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、廃棄物処理施設の取得を促進するための措置であるが、最終処分場における廃棄物の適切な処理及び維持管理を促進するためのものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の妥当性	本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用されることから、廃棄物の適正処理の確保という政策目的に即した制度設計となっているところ。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 20 年度 : 483 (百万円)          平成 21 年度 : 360 (百万円)          平成 22 年度 : 330 (百万円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>特例措置の適用により、資金力が脆弱な廃棄物処理業者であっても、適切な処理及び維持管理が行われるようになることで、廃棄物の適正処理の確保に向けた一定の効果が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 50 年に創設、恒久措置とされていたが、平成 20 年に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、平成 24 年 3 月 31 日までの時限措置とされたところ。</p>
<p>ページ</p>	<p>5—3</p>